

のんほいらんど営業の注意事項

平成31年 2月4日現在

1. **営業開始前**に、市役所本庁舎2階商工政策課へ、看板と車両用輪止め等の**備品を持ちに来ること**。
2. 駐車の際は、安全性を確認し、**指定の位置に指定の方向へ向け**、車を駐車すること（写真参照）。**駐車後は、車輪に輪止めをし**、安全性を確保すること。



3. **テント等の設置については、重りを置く**などし、庁舎等への物損など飛散防止に努めること。
4. テントへは**のんほいらんどの看板**を設置すること。
5. テントサイトの**電源コンセント**を使用することができるため、使用したい場合は商工政策課に申し出ること。
6. 出店中、緊急の場合は商工政策課へ連絡すること。
(電話:0536-23-7634)
7. **営業終了時**は、**備品**を商工政策課へ、**返却**すること。